

工 事 仕 様 書

1. 工事番号 20261015
2. 工 事 名 鷺沼特定土地区画整理事業に伴う低圧管布設工事(その5)
3. 工事場所 習志野市鷺沼4-19番地先
4. 工 期 契約日の翌日 から 令和 9年 3月12日
5. 工事概要

ガス	低圧管	布設工	PE	200mm	L=334.8m
			PE	150mm	L= 42.1m
			PE	100mm	L=279.3m
			PE	75mm	L=162.2m

工事は昼間工事とする。

6. 説明事項

(1) 工事共通事項

①工事に際しては、設計図書その他「本支管工事共通仕様書」(習志野市企業局)「本支管指針【工事編】」(日本ガス協会)その他関係法規及び本市の条例・保安規程等工事の施工に関する諸法令規則を厳守しなければならない。

なお必要な図書は、請負者にて入手すること。

②本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(2) 一般共通事項

①図書の疑義は、仕様書を優先し、且つ監督員の指示を仰ぐこと。

②仕様書及び図書に記載がなくても、本工事を遂行するに当たり、当然必要となる構造上及び施工上の事項については、請負者の負担において対処すること。

③工事施工上で必要な官公署、その他に対する諸手続きは、遅滞なく行い、且つこれらの手続きに要する費用は、請負者の負担とする。

④工事関係書類については、着手前、施工中、完成時において監督員の指示に従い、それぞれファイリング等により整理し提出すること。

(3) 特記事項

①工事に支障となる地下埋設物等の処理及び対応については、監督員と協議のうえ決定し対処すること。

②道路工事等に際しては、安全に十分配慮し、必要に応じて交通誘導員等を配置すること。

③施工管理及び工程管理に留意して、工期内完成を遵守すること。

④お客様に関係する工事及び作業は、必ずお客様と十分な打合せをすること。

⑤路盤検査については、事前に企業局工務管理課と調整し行うこと。

⑥ガス管の気密試験、連絡工事等の施工予定日については、原則実施の7日前までに監督員へ届

出を行い、実施方法、立会日等の調整をすること。

⑦工事を施工する前に工作物等の破壊や亀裂等が予測される場合は、十分な調査を行うこと。

⑧土曜日の施工については、監督員と事前協議を行い、承認を得ること。

⑨交通誘導員は、交代要員を含む3人体制を基本とする。

⑩舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から排水吸引機能を有する切断機械等により回収することとし、回収された排水については八千代市上高野 1728-5、片道運搬距離 17.5 kmの株式会社 TOA シンプルに運搬し、産業廃棄物として適切な処理を実施すること。(処理後、原則として複写式伝票のE票の写しを提出すること。)なお、工事受注後、事情により上記の処理により難しい場合は、監督員と協議すること。

⑪本工事により発生する建設発生土は、習志野市茜浜 3 丁目 7 番地先の市所有地のうち、(80 m²)を工事期間(6ヶ月)において仮置き場所として借り上げ、一時保管した後に処分場に運搬し処理すること。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督員に報告すること。工事受注後、事情により上記の指定処理に難しい場合は、監督員と協議すること。

⑫本工事により発生する路盤廃材は、船橋市習志野 4 丁目 34 番 1 地先、片道運搬距離 6.2 kmの東瀝青建設株式会社に運搬し処理すること。

⑬本工事により発生するアスコン塊は、船橋市習志野 4 丁目 34 番 1 地先、片道運搬距離 6.2 kmの東瀝青建設株式会社に運搬し処理すること。

⑭本工事により発生する無筋CO塊は、船橋市習志野 4 丁目 34 番 1 地先、片道運搬距離 6.2 kmの東瀝青建設株式会社に運搬し処理すること。

(4) 関連する他工事について

①付近住民からの苦情等も考えられるので、PR及び安全対策並びに交通整理についても、十分留意し、現場代理人及び作業員は、言葉使い、服装等に気をつけてお客様と接すること。

②工事に支障となる地下埋設物等は、事前に立会いを依頼し位置確認をすること。

③自然転圧期間を十分にとり舗装本復旧工事の工程打合せを監督者で行うこと。

④仕切弁及び消火栓等の鉄蓋並びに筐の高さ調整を行うこと。

⑤境界杭及び境界ピン付近の掘削は、十分注意をはらい、動かした場合もしくは紛失した時は責任をもって現況に復元すること。

⑥境界杭及び境界プレートの前後1m 残し復旧すること。

(5) 情報の取り扱いに関して

①受注者は、本件工事に関して知りえた発注者の保有する情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の発注者の保有する情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

②受注者は、本件工事を施工するために、個人情報等を収集するときには、当該工事を施工するために必要な範囲で、適正かつ公平な手段により収集しなければならない。

③受注者及び本件工事に従事している者又は従事していた者は、発注者の保有する情報を適当な理由もなく第三者に知らせ、又は当該工事の目的外に使用してはならない。

④情報の取り扱いに関して、上記内容は契約の終了（契約を解除した場合を含む。）後にあいても同様とする。

（6）その他

①本工事は、習志野土地計画事業・鷺沼特定土地区画整理事業に伴うガス管の新設工事であるため、受注者は遅滞なく発注者及び関連する工事と工程等の調整を行い工事に着手すること。

②本工事の埋戻しについては、ガス管上 30cm を良質山砂で埋戻しを行い、それ以降は発生土戻しを基本とする。

③水道管と並行して布設を行う場所については、先行して行う水道工事にて掘削を行っているため、本工事にて埋戻しを行うものとする。

④万一、事故及び労働災害等の緊急事態が発生した際は、直ちに作業を中止し発注者及び警察・消防等関係機関へ報告すること。

⑤本工事は、習志野市企業局週休2日制適用工事実施要領（土木等工事）第3条第1項（2）に基づき週休2日制適用外とする。